

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実し、経営の透明性、公正性、健全性及び意思決定の迅速性の向上を経営の重要課題と認識するとともに適切な会社情報の開示を目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社は、株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早く発送するとともに、発送日の翌日にTDnet及び自社ホームページにて公表しております。

現在、招集通知発送前の電子的公表は行っていないことから、発送前の電子的公表について検討しております。

【補充原則1-2-4】

当社は、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用等及び招集通知の英訳を実施しておりませんが、これらは機関投資家及び海外投資家の皆様の議決権行使にあたり有益なものと認識しております。

今後の対応につきましては、機関投資家及び海外投資家の皆様の比率を勘案のうえ、検討してまいります。

【原則1-4】

当社は、主要な政策保有株式について、取締役会において定期的な検証を行うことを検討しております。

なお、政策保有株式に関する方針及び議決権の行使の状況については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」をご参照ください。

【原則2-5】、【補充原則2-5-1】

当社は、社内規程により、「当社の役員及び従業員が法令に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは速やかに報告することを義務付けており、当該報告をした者に対してその報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをしない。」こととしております。

なお、内部通報制度については制定していないことから、現在、当該制度の整備を進めております。

【原則3-1】

(5)現在、社外役員については、個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しておりますが、それ以外の役員については選任理由を開示していないことから、今後すべての役員について選任理由を開示することを検討しております。

なお、(1)から(4)については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」をご参照ください。

【原則4-7】、【原則4-8】

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しており、そのうち社外監査役1名を独立役員に指定しております。

当該社外取締役及び社外監査役は、それぞれ豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。

なお、当社は、独立社外取締役の複数の選任を検討しております。

【補充原則4-8-1】、【補充原則4-8-2】

当社は、取締役会のほかに取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催しており、情報を共有し連携を確保しております。

なお、当社は、独立社外取締役の複数の選任を検討しております。

【原則4-9】

当社は、独立役員について、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき1名を指定しております。

現在、独立社外取締役に関する独立性基準の策定を検討しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役会の下に任意の諮問委員会として、経営会議、人事委員会を設置しており、その審議結果を適宜取締役会に付議しております。

取締役会においては、社外取締役及び社外監査役から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。

なお、当社は、独立社外取締役の複数の選任を検討しております。

【原則4-11】、【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価等の仕組み作りを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社の政策保有株式については、中長期的な経済合理性及び将来の見通しなどを踏まえ、取引先等との関係の維持・強化及び営業推進などを目的として保有しております。

政策保有株式にかかる議決権の行使については、当社及び利害関係者にとって不利益にならないよう、適切に賛否を判断しております。

なお、主要な政策保有株式に関する取締役会での定期的な検証については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合、取締役会にて審議を行い、会社や株主共同の利益を害することのないよう適正な取引を実施しており、その内容を有価証券報告書等に開示しております。

【原則3-1】

当社は、以下のとおり情報を開示しております。

- (1)当社は、基本理念及び中期経営計画を策定し、自社ホームページ等で開示しております。
- (2)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 1 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3)取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会の決議により決定しております。
報酬の算定方法は、各取締役の会社への業績貢献度を基本として、中長期的な業績向上に向けての貢献意欲も加味し、職務と成果を反映させた体系となっております。
- また、執行役員の報酬は、人事委員会を経て代表取締役社長に一任しております。
- (4)取締役及び監査役の選任は、本人の人格、能力、経験、健康等を総合的に判断し、当社の取締役及び監査役として相応しいと判断した候補者を株主総会に上程しております。
- なお、(5)については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令及び定款に定められた事項のほか、経営方針の決定等取締役会において決定することが適当であるとする重要事項について取締役会において決定しております。その他の業務執行の決定については、事案の内容、重要度に応じて取締役等に権限を委任しております。これらについては、取締役会規程等に定めております。

【原則4-8】、【原則4-9】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役の選任について、本人の人格、能力、経験、健康等を総合的に判断し、当社の取締役として相応しいと判断した候補者を株主総会に上程しております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等に開示しております。
取締役及び監査役のうち他社の役員等を兼任している者もありますが、その果たすべき役割・責務に必要な時間・労力は確保しております。

【補充原則4-11-3】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役に対して、自らの役割及び責務を適切に果たすことができるよう、各種協会等の外部講習及び外部有識者との意見交換会等の必要な機会を提供しております。

【原則5-1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下のとおり取り組んでおります。

1. 株主等との対話については、IR担当取締役を責任者として、IR活動の担当部署である広報部が対応しております。
2. 建設的な対話を促進するため、広報部が中心となって関係部署と連携し、適時かつ公正、適性に情報開示を行っております。
3. アナリスト及び機関投資家等を対象とした決算説明会を年2回(5月・11月)開催しており、代表取締役社長自らが説明を行うなど積極的に対応しております。
- また、決算報告書をはじめ決算説明会資料等、情報開示した資料については、自社ホームページにて公開しております。
4. 株主等から頂いたご意見等については、広報部が経営陣や関係部署にフィードバックし、情報の共有化を図っております。
5. 株主等との対話は、相互監視の目的からも、原則として2人以上で対応することにより、インサイダー情報の漏えいを防止しております。
- また、決算発表前に、サイレント期間を設け、株主等との対話を制限することにより、インサイダー情報の漏えいを防止しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	11,598,000	17.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,966,300	7.60
日本電設工業共済会	3,073,176	4.70
日本コンクリート工業株式会社	3,040,296	4.65
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,031,000	4.64
NDKグループ従業員持株会	2,406,887	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,082,400	3.19
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	1,695,100	2.59
新日本空調株式会社	1,000,000	1.53
株式会社岡村製作所	840,000	1.29

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

上記【大株主の状況】は、2015年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 なお、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者1社から2015年4月22日付で大量保有報告書（変更報告書）が提出され、2015年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
 ・保有者：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 他1社
 ・保有株式数：4,260,000株
 ・保有割合：6.52%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

連結子会社数には持分法適用会社を8社含んでおります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 康裕	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 康裕		東日本旅客鉄道株式会社執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長	当社は、本人の他の会社での豊富な経験及び幅広い見識が会社経営を統括する能力に十分値するとの認識から、社外取締役として選任しております。 本人は、当社の筆頭株主である東日本旅客鉄道株式会社に所属しており、同社の執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長を兼任しております。当社と同社との間に出自等の人的関係はありますが、同社との取引は通常の取引関係であります。また、当社と本人との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。 なお、本人は当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

5名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めています。
内部監査部門である監査部は、監査役の職務に必要な事項について補助する体制をとっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定され
ている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東 聖高	他の会社の出身者													
生田 康介	弁護士													
中村 知久	他の会社の出身者							○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東 聖高		株式会社ユウシュウ建物特別顧問	当社は、本人の他の会社での豊富な経験及び幅広い見識から有益な意見を得るため、社外監査役として選任しております。 本人は、株式会社ユウシュウ建物の特別顧問を兼任しておりますが、当社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、当社と本人の間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。 なお、本人は当社の取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。

生田 康介	○	独立役員に指定	当社は、本人の弁護士としての豊富な経験及び幅広い見識から有益な意見を得るため、社外監査役として選任しております。 本人は弁護士であり、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であるとの認識から独立役員として指定しております。
中村 知久		東日本旅客鉄道株式会社監査部長	当社は、本人の他の会社での豊富な経験及び幅広い見識から有益な意見を得るため、社外監査役として選任しております。 本人は、当社の筆頭株主である東日本旅客鉄道株式会社に所属しており、同社の監査部長を兼任しております。当社と当社との間に出向等の人的関係はありますが、同社との取引は通常の取引関係であります。また、当社と本人との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、中長期的な経営の観点から実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬(2014年度)

取 締 役 174百万円
うち社外取締役 2百万円

上記の報酬には、基本報酬のほか、当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金及び役員退職慰労金引当金が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会が決議する報酬総額の限度額以内で、業績等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第65期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。
監査役の報酬は、株主総会が決議する報酬総額の限度額以内で、活動状況等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第65期定時株主総会において年額9,600万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、人事部及び総務部が担当し、その業務を補助しております。
社外監査役については、監査部が担当し、その業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実し、経営の透明性、公正性、健全性及び意思決定の迅速性の向上を実現することを経営の重要課題と認識しております。当社の2015年11月24日現在の状況は次のとおりです。

(1) 企業統治の体制の概要

当社では、取締役会を経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督を行う機関として位置づけております。

ア. 取締役会・執行役員制度

取締役会は取締役6名(内社外取締役1名)をもって構成し、月1回の定例取締役会開催のほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催することとしております。

当社では経営機能と業務執行機能を分離することにより効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すため、執行役員制度(23名)を導入し、特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を実施しております。

イ. 監査役制度

経営を監査する機関として監査役制度(監査役4名、内社外監査役3名)を採用し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席して客観的な立場から取締役の職務執行を監視しております。

ウ. 経営会議・人事委員会

経営に関する重要事項を審議する機関として、毎週1回定例で開催する経営会議を設置し、経営執行体制の充実を図っております。さらに、人事の透明性を確保し、役員及び重要な使用人の人事等に関する重要事項を随時審議する機関として、人事委員会を設置しております。

エ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、業務にかかわる各リスクを適切に管理・統制することにより、適正な事業運営を行い、経営の健全性確保と信頼性の向上に努めております。また、リスクが顕在化し、企業価値に大きな影響を与える状況が発生した場合には、被害や影響を最小限にとどめるための社内危機管理体制を整備するとともに、顧問弁護士や会計監査人に随時相談し、必要な検討を実施しております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門である監査部(5名)を設置し、監査役の職務に必要な事項について補助するとともに、年間監査計画に基づき内部監査及び監査役監査を実施しております。監査結果については経営会議等の重要な会議で適宜報告しております。

なお、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役は定期的に監査役と意見交換する場を設けております。

(3) 会計監査

会計監査については、監査法人青柳会計事務所と監査契約を結び、通常の会計監査に加え、重要な財務的課題について随時相談し、必要な検討を実施しております。

監査役は会計監査に立会いを行い、監査結果について聴取しております。さらに監査役、監査部及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記のほか、社外取締役及び社外監査役の選任により、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保しており、コーポレート・ガバナンスは有効に機能しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の予定日にかかわらず独自に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による決算説明会を年2回（5月、11月）開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算発表資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、広報部で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「内部情報管理および内部者取引防止規程」を定め、その周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	設備工事業として、環境負荷低減や資源の有効活用に向けた技術を積極的に提供していくとともに、環境保全への取組みが、重要な経営課題の一つとして認識し、「環境方針」のもと、環境に配慮した取組みを積極的に推進しております。
その他	・東京証券取引所有価証券上場規程及び関連法規を順守し、適切な会社情報の開示に努めております。 ・女性社員の活躍の場を拡大するため、育児休業、短時間勤務制度等の制度面の整備はもとより、営業系・技術系分野の新卒採用を拡大し、女性の職域拡大と働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の効率性・有効性、財務報告の信頼性の確保及び法令等の順守を実現するため、会社法及び会社法施行規則に定められた業務の適正を確保するための体制について法令順守及び危機管理等の社内規程を整備するなど、会社法で定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する内部統制基本方針を以下のとおり2015年4月の取締役会決議にて改正し取締役及び従業員に周知徹底しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び子会社は、法令及び定款等を順守した行動をとるための行動規範として法令順守規程を定め、取締役はこれを順守する。

(2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

(3) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。

2. その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

イ. 取締役は、上記情報を常時閲覧することができる。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程を制定し、当社で起こりうる危機を定義するとともに危機の発生またはそのおそれがある場合の取締役及び監査役への速報義務と速報体制及び対策本部の設置ならびに社外対応等を定め、これを周知することにより損失の危険を管理する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

イ. 経営に関する重要事項を審議する機関として、経営会議を設置している。

ウ. 経営機能と業務執行を分離することにより、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すため、執行役員制度を導入している。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社は、法令及び定款等を順守した行動をとるための行動規範として法令順守規程を定め、使用人はこれを順守する。また、使用人が法令順守規程に違反した場合には就業規則に則り適切に対処する。

イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

ウ. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社社長会を開催し当社経営方針等の伝達及び意見交換を行い、当社取締役はNDKグループ会社の社長から決算報告等を受ける。

イ. 危機管理規程に従い、子会社において危機の発生または発生のおそれがある場合、当社と情報を共有し、迅速かつ組織的な対応ができる体制を構築する。

ウ. 当社は子会社に取締役または監査役を派遣し、それぞれの立場から業務の適正を確保するための提言等を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門である監査部の事務分掌事項に監査役の職務の補助を明記し、監査役が職務の補助を求めた場合には監査部員にこれを行わせる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役が取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じる。

イ. 監査部員は、監査役から職務の遂行に必要な事項について補助を求められた場合には、速やかにその指示に従うものとし、当該指示事項の遂行等について、取締役の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ア. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

イ. 監査役は、決裁文書等を常時閲覧することができる。

ウ. 監査役は、取締役会及び経営会議の構成員（経営会議は常勤監査役1名）として出席し意見を述べることができる。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、また、監査役の職務執行について生ずる諸費用は、会社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う場を設ける。

イ. 監査部員は、監査役の監査に同行する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努める。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、反社会的勢力が関わりを持ちかけてきたり、不当な要求をしてきた場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶することを法令順守規程に定めております。

また、協力会社等と締結する契約書に反社会的勢力の排除に関する規定を設けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

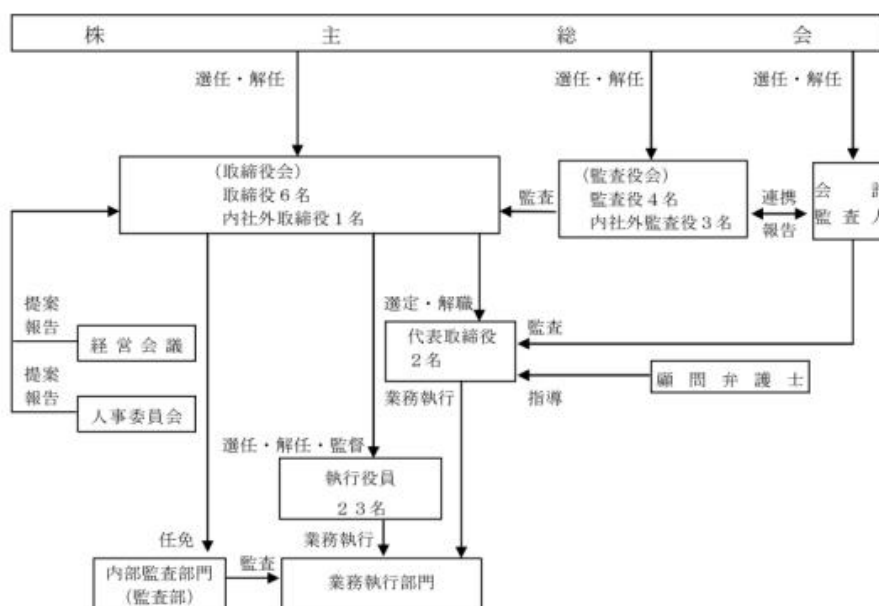
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本に、総務部を適時開示の担当部署とし、社内規程「内部情報管理および内部者取引防止規程」を定めるとともに、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び関連法規を順守し、適時開示すべき情報を取り扱っております。
2. 決定事実、発生事実及び決算に関する情報（内部情報）は、直ちに所管部署、担当取締役及び代表取締役社長に報告され、適時開示担当部署において適時開示の要否を判定するとともに、内部情報管理の徹底が行われております。
3. 適時開示すべき内部情報について、経営会議における審議及び取締役会における決議を経て、情報取扱責任者は遅滞なく適時開示を行います。

参考資料「適時開示体制図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

【参考資料：模式図】



【参考資料：適時開示体制図】

